新算数教育研究会規約

第1章 総則

第1条(名称)

本会は「新算数教育研究会」と称する。

第2条(事務局)

本会の事務局は、本会総務部長の研究室等に置く。

第2章 目的および事業

第3条(目的)

本会は算数教育に関する研究の推進、普及並びに会員相互の連携を図ることを目的とする。

第4条(事業)

本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1. 講演会、セミナー、授業を通しての全国大会などの研究会を適宜開くこと。
- 2. 会誌、研究報告、研究紀要、要項等を刊行すること。
- 3. ネット上の会員専用サイトにより様々な情報提供サービスを行うこと。
- 4. その他、本部役員会の決議により適当と認められたこと。

第5条(事業年度)

本会の事業年度は毎年4月に始まり、翌年3月末日に終わる。

第3章 会員及び会費

第6条(会員)

本会に、次の会員を置く。

(1) ベーシック会員 本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納入した個人

(2) スタンダード会員 本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納入した個人

(3) プレミアム会員 本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納入した個人 (4) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納入した法人

(4) 貧助会員 本会の趣旨に貧円し、別定の会質を納入した法人

(5) 名誉会長 本会の会長であった者で、本部役員会の議決により推戴する個人

(6) 名誉会員 本会の功労者で、本部役員会の議決により推挙した個人

第7条(会員の資格の取得)

本会の会員になろうとする者は、本部役員会が定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

第8条(会員サービス)

- 1. ベーシック会員、スタンダード会員、プレミアム会員は、所定の手続きを経て、ネット上の会員専用サイトにおける情報提供サービスを受けることができる。
- 2. ベーシック会員は、ベーシック会員専用サイトにアクセスすることができる。
- 3. スタンダード会員は、ベーシック会員専用サイト、並びにスタンダード会員専用サイトにアクセスすることができる。
- 4. プレミアム会員は、ベーシック会員専用サイト、並びにスタンダード会員専用サイトにアクセスすることができるとともに、新しい算数研究誌の年間刊行分を受け取ることができる。
- 5. 賛助会員は、本会の会員専用サイトに広告を掲載することができる。
- 6. 会員は、会誌、研究報告、全国大会・セミナー要項等に寄稿すること、及び本会の催す各種の会合に優先的に参加することができる。
- 7. 会員は支部の一員として、本部役員会の承認を得て、支部を結成することができる。

第9条(会費)

本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、ベーシック会員、スタンダード会員、プレミ

アム会員、賛助会員になった時および毎年、会員は本部役員会において別に定める額を会費として 支払う義務を負う。名誉会長、名誉会員は会費の支払い義務を免除とするが、ベーシック会員、ス タンダード会員、プレミアム会員としての会費を支払うことで、それぞれの会員サービスを受ける ことができる。

第10条(任意退会)

会員は、本部役員会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第11条(除名)

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、本部役員会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この規約その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

第12条 (会員資格の喪失)

前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第9条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 本部役員会において決議されとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 役員

第13条(役員)

本会に、次の役員を置く。

本部役員	会長	1名
	副会長	若干名
	部長	若干名
	常任理事	若干名
	監事	2名
地区役員	地区理事	各地区に若干名
支部役員	支部代表	各支部に1名
	世話人	各支部に若干名

第14条(役員の選出)

- 1. 新会長は、現本部役員会で選出する。
- 2. 副会長・各部長は、新会長が指名し、現本部役員会が承認する。
- 3. 常任理事・監事は、現本部役員会で推挙し、新会長が委嘱する。
- 4. 地区理事は、本部役員会で推挙し、会長が委嘱する。
- 5. 支部役員は、各支部の推挙により本部役員会で承認する。

第15条(役員の職務及び権限)

- 1. 会長は、本会を代表し、会務を総理するものとする。
- 2. 副会長は、会長の職務を補佐する。
- 3. 本部役員は本部役員会を構成し、この規約で定めるところにより、職務を執行する。本部役員会は会長が招集・開催する。
- 4. 地区理事は、本部役員と連携し、地区の活動を活性化するために尽力する。
- 5. 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。
- 6. 支部役員は、本部役員と連携し、各支部の活動の活性化に努める。

第16条(名誉会員)

本会は、本部役員会で検討し、名誉会長及び名誉会員を置くことができる。名誉会長及び名誉会員は、会長の要請のある場合、その諮問に応える。

第17条(役員の任期)

任期は原則として2年間とする。ただし、再任を妨げない。補欠として選任された役員の任期は、 前任者の人気の満了する時までとする。

第18条(役員の解任)

役員は、本部役員会の決議によって解任することができる。

第5章 事業の遂行

第19条(本部役員会)

本部役員は、本部役員会において次の事項を審議する。

- 1. 刊行物の編集に関すること
- 2. 研究活動に関すること
- 3. 会員専用サイトに関すること
- 4. 役員の選出に関すること
- 5. 支部の承認に関すること
- 6. その他必要と認められたこと

第20条 (三役会)

三役会は、会長、副会長、部長をもって構成し、本部役員会の委嘱を受けた業務を執行する。

第21条(部)

第4条の事業を遂行するため、本会に総務部、全国大会推進部、セミナー推進部、編集部、調査普及部を置く。本部役員会の議決を経て、新たな部を創設することができる。

第22条(幹事)

前条の各部には、幹事若干名を置く。幹事は、会員の中から本部役員会で推挙し、会長が委嘱する。

第23条(部会)

前々条の各部は、部毎に所属する常任理事、幹事によって部会を構成し、各部においてそれぞれ第 4条の事業を遂行する。

第6章 会計及び監査

第24条(会計)

本会の運営経費は、本会員の年会費、事業、寄付金やその他の収入をもって充てる。

第25条(監査)

監事は、本会の業務及び会計を監査する。

第7章 規約の変更及び解散

第26条 (規約の変更)

この規約は、本部役員会の決議によって変更することができる。

第27条(細則)

この規約の実行に必要な細則は本部役員会の決議によって定める。

第28条 (解散)

本会は、本部役員会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

1985.10.1制定、1993.6.16改訂、1999.11.5改訂、2011.12.25改訂、2013.5.17改訂、2013.7.3改訂、2016.2.15改訂、2117.12.26改訂、2018.9.19改訂、2018.12.26改訂、2019.4.22改訂、2023.4.1改訂